

議案第 4 2 号

瑞穂町災害対策本部条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町災害対策本部条例の一部を改正する条例

瑞穂町災害対策本部条例（昭和 3 9 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第 2 3 条第 7 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町災害対策本部条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、瑞穂町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>第2条から第5条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、瑞穂町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条から第5条 略</p>